

総量規制基準の設定について

○総量規制基準

総量規制基準は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法の規定に基づき指定地域内の一定規模以上の事業場に対し、濃度規制に加え、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について 1 日あたりの許容排出量について規制基準を定めるもの。

○総量規制基準が適用される事業場

指定地域内の特定事業場で 1 日あたりの平均的な排水の量が 50m³以上の事業場（指定地域内事業場）

○総量規制基準の算定式

$$L=C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Q：特定排水の量（m³/日）

C：環境大臣が業種等の区分ごとに定める濃度の範囲内で知事が定める値（mg/L）
（いわゆる「C 値」）

○時期区分について

C（総量規制基準値（mg/L））の適用時期区分

指定項目 時期区分別水量	COD	窒素	りん
原則 S55. 6. 30 までに設置された特定施設に適用される基準値	Cco		
原則 S55. 7. 1～H3. 6. 30 の間に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値	Cci	Cno	Cpo
原則 H3. 7. 1～H14. 9. 30 の間に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値	Ccj		
原則 H14. 10. 1 以後に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値		Cni	Cpi

- 環境省中央環境審議会答申 第9次総量削減の在り方
- ・ 窒素、りんについては現状の取組を維持しつつ、貧酸素水塊等の問題に対する局所的な対策を実施。
 - ・ 生活排水対策に力点を置いた、CODの更なる削減を実施。



- 環境省告示 総量規制基準の設定範囲の変更点（第8次→第9次）
- ・ 環境省区分221項の備考1「し尿浄化槽」のCcjの上限を45から40に引き下げ。
（下限は30を維持）



- 岐阜県の第9次総量規制基準案
- ・ 総量規制基準の設定範囲の変更があった環境省区分221項の備考1「し尿浄化槽」について、県の区分では221項（本項）「し尿浄化槽」に該当。
 - ・ 県の区分221項（本項）「し尿浄化槽」では、従前から国の設定範囲の下限値「30」を採用。
 - ・ よって、第9次総量規制基準については、第8次総量規制基準を維持。
 - ・ 総量削減にあたっては、工場、事業場において基準遵守に向け引き続き指導を行う。